

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 愛知県
農業委員会名： 日進市

I 農業委員会の状況(令和4年3月31日現在)

1 農業の概要

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	313	120	120			433
経営耕地面積	178	59	42	17		238
遊休農地面積	11.8	0.9	0.9			12.7
農地台帳面積	381	219	219			601

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	696
自給的農家数	440
販売農家数	256
主業農家数	11
準主業農家数	60
副業的農家数	185

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	366
女性	142
40代以下	13

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	10
基本構想水準到達者	-
認定新規就農者	-
農業参入法人	18
集落営農経営	-
特定農業団体	-
集落営農組織	-

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 0 5 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	11	11
認定農業者	3	3
認定農業者に準ずる者	-	1
女性	-	4
40代以下	-	-
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	1

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	433ha	200ha	46.30%
課 題	農協の出資会社による農地の集積が進んでいるが、水稻作の担い手は少なく2集落で設立された農事組合法人への集積もあわせて中間管理事業を活用し推進していく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
203ha	200ha	5ha	98.52%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	①遊休農地意向調査に従い、担い手への優先的斡旋を行う。 ②農地中間管理事業の活動を促進させる。 ③農地バンク制度による利用権設定を促進させる。
活動実績	農業が継続できない相談などに対して、認定農業者等への利用権設定を推進した。また利用権設定を前提として農地バンクへの登録を促した。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	耕作放棄地解消のための利用権設定が促進されることがより必要である。
活動に対する評価	妥当

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	3年度新規参入者数	2年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	10経営体	3経営体	3経営体
	3年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	3.8ha	2.7ha	0.6ha
課題	小規模兼業農家がほとんどであり、高齢化も進展しているため、若い就農者の確保が重要である。併せて、水稻を中心とした農地所有適格法人の育成や意欲ある新規参入者の受け入れも推進していく必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
1経営体	10経営体	1000%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
0.5ha	3.8ha	760%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	実績ある農家を掘り起こし、目標の達成を目指す。
活動実績	水稻を中心とした農地所有適格法人の育成や意欲ある新規参入者の受け入れを視野に入れ、新規就農に関する相談等に対応した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	小規模兼業農家がほとんどであり、高齢化も進展しているため、若い就農者の確保が重要である。併せて、水稻を中心とした農地所有適格法人、集落営農組織の育成や意欲ある新規参入者の受け入れも推進していく必要がある。
活動に対する評価	妥当

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和4年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	433ha	12.7ha	2.93%
課 題	遊休農地が微増傾向にあるため遊休農地所有者に対する意向調査を行い、農地バンク制度及び農地中間管理機構を利用した解消のための取組みをより一層強化する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0.5ha	0.1ha	20%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	17人	9月～11月	11月～12月	
	調査方法	①目視による巡回調査を実施 ②記録写真の撮影・保存 ③集団的に農地として利用されている地域を優先的に調査			
	農地の利用意向調査	調査実施時期:10月～12月			
	その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		8人	8月	9月～10月	
		調査実施時期 10月～12月	調査結果取りまとめ時期 11月～12月		
	農地の利用意向調査	第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数: 13筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆	
	調査面積: 1.3ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha		
	その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	妥当
活動に対する評価	今後さらに解消に向けた取り組みが必要。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和4年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	433ha	3.6ha
課 題	違反転用している農地を解消することが容易でないため、是正計画を提出させ、着実に農地復旧させることが必要である。特に、農用地区域内の違反転用は速やかに解消しなければならない。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
3.6ha	0

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農業振興地域内農用地の優先的な解消を図るとともに、調査対象を広げ、市内全域の違反転用を発掘し、解消する。
活動実績	農地の利用状況調査を行い違反転用地のは正指導通知を送付。
活動に対する評価	農地法改正により違反転用の厳罰化が図られたことの周知を行い、農地の適正維持に努めること。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月何日何を行ったのか等

詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 9件、うち許可 9件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	申請書受付時における書類確認及び事務局での現地確認					
	是正措置						
総会等での審議	実施状況	議案書の事前送付、担当委員による申請内容確認。会議時の事務局及び担当委員による説明が行われ審議を行った。					
	是正措置						
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		0件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0件			
	是正措置						
審議結果等の公表	実施状況	審議結果を含む議事録をホームページで公開した。					
	是正措置						
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21日	処理期間(平均)	20日		
	是正措置						

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 32件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書受付時における書類確認及び事務局での現地確認			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	議案書の事前送付、担当委員による申請内容確認。会議時の事務局及び担当委員による説明が行われ審議を行った。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	審議結果を含む議事録をホームページで公開した。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	20日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	4法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	4法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	0法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0法人
	提出しなかった理由	
農地所有適格法人の状況について	対応方針	
	対応状況	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	47件 公表時期 令和4年3月
		情報の提供方法:市ホームページに掲載	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	459件 取りまとめ時期 令和4年3月
		情報の提供方法:市ホームページに掲載	
	是正措置		
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	433ha
		データ更新:年1回、土地情報及び住民基本台帳の更新作業を行っている。	
		公表:申請に応じて農家証明書を発行している。	
	是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめるこ。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 意見なし
	〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 意見なし
	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している	その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している	その他の方法で公表している